

議案第 89 号

和解及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定について

次の事件について、次のとおり和解に応じ、法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定するため、議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

尼崎市長 松 本 眞

1 相手方 個人 A

2 事件の概要 土地所有者が、その所有する土地の所在する地区（以下「本件地区」という。）について「大工場地区」の用途地区に該当すると判定されるべきであったにもかかわらず、尼崎市長が本件地区についてより評価額が高くなる「中小工場地区」の用途地区に該当すると判定したうえで本件地区を評価してその固定資産税等の賦課決定を行ったことにより、過大な金額の固定資産税等の支払を強いられたとして、市に対して損害賠償金の支払を求めて提訴した国家賠償請求事件について、土地所有者の主張を認めて市に対して損害賠償金の支払を命じた判決が最高裁判所の決定により確定したことを受けて、本件地区内に所在する他の土地を所有していた者（以下「旧土地所有者」という。）の相続人である相手方が、尼崎市長が同様に本件地区を評価してその固定資産税等の賦課決定を行ったことにより旧土地所有者が過大な金額の固定資産税等を支払ったとして、市に対し、相当額の損害賠償を求めているもの

3 損害賠償の額 5, 590, 000 円

4 和解条項の内容

- (1) 市は、相手方に対し、損害賠償金（過納固定資産税等相当額及び遅延損害金）として、金 5, 590, 000 円を支払うものとする。

- (2) 相手方は、市に対し、本件に関して、前号に定めるものを除くほか、名義のいかんを問わず一切請求しない。
- (3) 相手方は、本件に関し、その余の請求権を放棄する。

(説 明)

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、本案を提出する。